平成２７年（フ）第２７７号
群馬県前橋市山王町１丁目７番地11
債務者　渡部　利恵
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７８号
群馬県前橋市若宮町４丁目２番８号
債務者　西沢　幸子（旧姓小野里）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７９号
群馬県前橋市粕川町新屋727番地
債務者　白石　嘉志
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４５３号
埼玉県春日部市大枝583番地１　しんまちハイツⅢ－202号
債務者　作山　雄吾
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４５４号
埼玉県春日部市大枝583番地１　しんまちハイツⅢ－202号
債務者　田中　陽子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６００号
千葉県船橋市金杉台１丁目３番11棟301号、申立時の住所千葉県船橋市行田１丁目10番２号　ドミールＳ－５－201号
債務者　内山　貴雄
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７５４号
千葉市若葉区千城台南２丁目６番９号
債務者　小川　大輔
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７７２号
千葉県市川市大町124番地（市営住宅大町第二団地８棟104号）
債務者　中川　　統
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８０１号
千葉市若葉区貝塚町372番地１　生活支援集合住宅ふるさと
債務者　髙橋　清一
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８１９号
千葉市中央区都町２丁目20番17号　ガーデンテラス千葉中央203号
債務者　岩井ゆみ子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８６８号
千葉市若葉区若松町531番地196　アンビション若松Ｄ棟102号
債務者　木内　洋之
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７３７号
京都市右京区嵯峨野有栖川町18番地７
債務者　藤村タクシーこと　藤村　通喜
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８３９号
京都市右京区西院四条畑町５番地　オハラビル203
債務者　牛田　源次
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８８５号
京都市南区唐橋井園町48番地　洛南荘
債務者　岸上　春美
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９１９号
京都市北区紫野上柏野町19番地12　柏野ハイツ１Ｆ　ｋｉｔａ号室
債務者　小林　忠之
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
京都府福知山市字三俣586番地
債務者　荒田　康範
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第８７０号
堺市南区高倉台２丁２番１－107号
債務者　中島　芳子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係